

社会福祉法人みずき福祉会 役員等旅費規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人みずき福祉会の役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に対し、支給する旅費に関しては、この規程に定めるところによる。

(旅費の支給)

第2条 役員等が次の各号に掲げる職務の執行に当たって負担した旅費については、その旅費を支給する。ただし、役員等が法人事業所の管理者であり、次の各号に掲げる職務の執行に当たった場所が、法人内事業所が勤務地である場合は支給しない。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議員会への出席
- (3) 監事による監査の実施
- (4) 上記の他法人業務のための職務執行

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料とする。

2 鉄道賃、乗車に要する運賃、急行料金等を徴する路線による移動をするときは、運賃の他に次にあげる料金を支給する。

- (1) 特別急行列車並びに指定席券については、理事長が必要と認めた場合による。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、可能な限り合理的・経済的な経路及び方法により移動した場合の旅費により計算する。ただし、天災等その他やむを得ない事情により合理的・経済的な経路及び方法によって移動し難い場合には実際の経路及び方法によって計算する。

(宿泊料)

第5条 宿泊料は宿泊費を要する夜数に応じ1夜当たり15,000円以内の実額を支給する。

(旅費の支給方法)

第6条 役員等に対する旅費は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たった都度、支給する。ただし、必要があると認められる場合は事前に概算額を支払い、終了後に精算することができる。

2 旅費は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より施行する。

この規程施行の日をもって、社会福祉法人みずき福祉会役員旅費規程（平成13年4月1日施行）は廃止する。